

総 税 市 第 29 号
平成 29 年 4 月 1 日

各都道府県総務部長
東京都総務・主税局長

総務省自治税務局市町村税課長

ふるさと納税に係る返礼品の送付等に関する留意事項について

ふるさと納税に係る返礼品の送付については、「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成 29 年 4 月 1 日付け総税市第 28 号。以下、「通知」という。）において、責任と良識のある対応を厳に徹底するようお願いしたところです。

通知の中で、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品として、「金銭類似性の高いもの」及び「資産性の高いもの」について具体的な例示等を追加して明記したところです。

また、寄附額に対する返礼品の調達価格の割合が高いものについては、「第 2 2（2）」において、「返礼割合に関しては、社会通念に照らし良識の範囲内のものとし、少なくとも、返礼品として 3 割を超える返礼割合のものを送付している地方団体においては、速やかに 3 割以下とする」ようお願いしておりますが、この事項は、返礼品送付について地方団体間の競争の過熱が指摘される現状において、問題の大きな要因となっていると考えられる、特に返礼割合が高い返礼品を送付している地方団体に対し、速やかな見直しを求めるものであって、返礼品の返礼割合の妥当な水準を 3 割とする趣旨ではありません。

もとより、これまで寄附者に対し、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえて謝礼状の送付のみによって謝意を表してきたような地方団体を留意願うべき事項の対象とするものではなく、そのような制度の趣旨に沿った良識ある対応を行っている地方団体におかれては、引き続き制度の健全な発展に向けたご努力をお願いいたします。

なお、基本的事項として、「返礼品の送付を強調してふるさと納税を募集することを慎む」よう、通知の「第 1」においてお願いしていることを改めて申し添えます。

また、ふるさと納税の募集、周知等の事務に要する経費については、通知の「第 4」において、その支出に当たっての留意事項をお示したところです。

ふるさと納税の募集等に当たっては、同留意事項の他にも、国会における審議等において、特定の事業者が地方団体から返礼品を受注することに、公平性の観点からの指摘がなされています。

各地方団体におかれては、ふるさと納税に係る返礼品の調達に要する経費の支出に当たって、返礼品の送付を通じて地域の特産品の宣伝を行うなど様々な政策上の目的を有する場合であっても、議会や住民に対して説明責任を果たすことができるよう、公正性や透明性の確保に十分配慮しつつ、適切な対応をお願いします。

貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、適切な助言・支援をお願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。